

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 28 年 5 月 31 日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役（兼）代表執行役社長 小林 稔
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号
【電話番号】	(03) 3555－6210（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 山崎 昇一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号
【電話番号】	(03) 3555－6210（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 山崎 昇一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0 円 本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 第 11 回新株予約権 460,598,200 円 (注) 1. 本募集は、平成 27 年 6 月 20 日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成 28 年 5 月 17 日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものです。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0 円とします。 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大阪支店

(大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目 1 番 3 号)

岡山支店

(岡山県岡山市北区下石井二丁目1番3号)

神戸支店

(兵庫県神戸市中央区江戸町95番地)

横浜支店

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2)

千葉支店

(千葉県千葉市中央区新町3番地13)

名古屋支店

(愛知県名古屋市中区栄三丁目1番26号)

越谷支店

(埼玉県越谷市南越谷一丁目16番地8)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 28 年 5 月 17 日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が平成 28 年 5 月 31 日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(第 11 回新株予約権証券)

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

欄外注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

(第11回新株予約権証券)

新株予約権の行使時の払込金額

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 2 行使価額 <u>985円（※）</u> <u>行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。</u> <u>（※）平成28年4月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて算出された見込額です。</u> 3 行使価額の調整 行使価額は（注）2. の定めにより調整を受けることがあります。
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 2 行使価額 <u>929円</u> 3 行使価額の調整 行使価額は（注）2. の定めにより調整を受けることがあります。
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>金488,363,000円(※)</u> <u>(※) 平成28年4月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて算出された額を基礎とした見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。</u>
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>金460,598,200円</u>
---------------------------------	----------------------

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額 (円) (注) 1.	発行諸費用の概算額 (円) (注) 2.	差引手取概算額 (円)
<u>488,363,000</u>	1,000,000	<u>487,363,000</u>

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成28年4月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて算出された額を基礎とした見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額 (円) (注) 1.	発行諸費用の概算額 (円) (注) 2.	差引手取概算額 (円)
<u>460,598,200</u>	1,000,000	<u>459,598,200</u>

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。